

人材紹介の手数料表

	サービスの種類及び内容	手数料の額
1	求人受理時の事務費用	なし
2	求人申込の受理以降、求人者に求職者を紹介するサービス	[成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の年収換算額の50% 手数料負担者については、求人者とします。
3	求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス	[成功報酬] 当該求職者の理論年収の50% 手数料負担者については、求人者とします。
4	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索サービス	[着手金] 当該求職者の理論年収の10% [成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)当該求職者の理論年収の50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の年収換算額の50% 手数料負担者については、求人者とします。
5	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言サービス	[成功報酬] 当該求職者の理論年収の50% 手数料負担者については、関係雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※理論年収とは、月給×12か月＋賞与 となります。

返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者(以下単に「求職者」とします)に係る雇用契約が短期間で終了した場合(求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります)、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

・入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 徴収した手数料の50%

ただし、紹介予定派遣により紹介をし採用された場合、派遣先から求人を受け付け当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。